≪訂正≫

入学志願要項に訂正がありますので、お知らせいたします。

【該当ページ】

■入学志願要項 50 ページ

【訂正箇所】

＜適用となる免許法＞

2019 年度以降に入学される方（正科生Ａ1 年次入学、正科生Ａ2・3 年次編入学生、科目等履修生、再入学生）は、「新免許法」が適用されますが、以下の条件の編入学生および再入学生のみ「旧免許法」が適用されます。

■旧免許法の適用となる条件

2019 年度の適用条件は、春期入学が以下の 1 と 2、秋期入学が 1 と 3 に該当すること

＜訂正前＞

１．2019 年 3 月 31 日まで教職課程を有する 4 年制大学（本学含む）に在学していること
２．2019 年 3 月 31 日に上記 1 の大学を退学して、2019 年 4 月 1 日に本学に編入学または再入学すること
３．2019 年 9 月 30 日に上記 1 の大学を退学して、2019 年 10 月 1 日に本学に編入学または再入学すること

⇩

＜訂正後＞

１．2019 年 3 月 31 日まで 4 年制大学（本学含む）に在学していること
２．2019 年 3 月 31 日に上記 1 の大学を退学して、2019 年 4 月 1 日に本学に編入学または再入学すること
３．2019 年 9 月 30 日に上記 1 の大学を退学して、2019 年 10 月 1 日に本学に編入学または再入学すること

※ 訂正は「１.」の文言のみとなります。

北海道情報大学 通信教育部

2019年度
入学志願要項

■■■ 出願書類 受付期間 ■■■

春期入学(4月生)

第1期:2018年12月20日(木)～2019年 4月 1日(月)
第2期:2019年 4月 2日(火)～2019年 5月 8日(水)

秋期入学(10月生)

第1期:2019年 8月 1日(木)～2019年10月 1日(火)
第2期:2019年10月 2日(水)～2019年11月 6日(水)

北海道情報大学　通信教育部

2019年度 入学志願要項

目　次

出願から学習開始まで …… 1

募集要項 …… 2
（学生等の種別、入学時期・出願書類受付期間、入学選考・入学手続締切日、諸注意、奨学制度、教育ローン）

ネット出願 …… 7

Ⅰ．正科生Ａ（大学卒業を目指す方） …… 9
1 年 次 入 学（高等学校を卒業した方等）
2年次編入学（他大学・短期大学を中退した方）
3年次編入学（他大学・短期大学・高等専門学校等を卒業した方等）
再入学（北海道情報大学 通信教育部を退学または除籍となった方） …… 17

Ⅱ．科目等履修生（情報・商業・数学の教員免許状取得を目指す方等） … 21

Ⅲ．特修生（高等学校中退等で大学入学資格を持たない方） …… 27

Ⅳ．聴講生（インターネットメディア授業で開講科目を聴講する方） …… 31

Ⅴ．科目カプセル生（テーマに沿って一部科目を学びたい方） …… 35

Ⅵ．その他（その他の必要書類、費用内訳、出願辞退・入学辞退他） …… 39

Ⅶ．教職課程 …… 49

Ⅷ．郵送出願の場合の志願書類作成上の諸注意 …… 85

個人情報の取扱いについて …… 92

その他の学生種類としては、科目トライアル生があります。
科目トライアル生は、正科生Aで入学する前に大学通信教育を体験してみたい方にお勧めの学生種別です。詳しい資料については別途ご請求ください。

出願から学習開始まで

本学への出願は、郵送出願 、ネット出願 のいずれかをお選びいただけます。
なお、『ネット出願』が可能なのは、正科生A（再入学を除く）と科目等履修生のみとなっております。
※再入学、特修生、聴講生、科目カプセル生に出願される方はネット出願はご利用いただけません。
※聴講生及び科目カプセル生は各説明ページをご覧ください。

❶出　願

郵送出願の場合

Ⓐ **志願票**〔本学所定の用紙〕
＊顔写真（縦3.0cm×横2.5cm）1枚貼付いただきます。

Ⓑ **選考料銀行振込証明書**
＊入学選考料（10,000円）を銀行にてお振込みいただきます（振込手数料はご本人様負担となります）。

Ⓒ **出願資格を証明する書類**（卒業証明書等）
＊出願書類は、本学指定の封筒を使用して特定記録でご郵送ください。

ネット出願の場合

左記はインターネット画面上で入力、又は、アップロードを行います。その後、入学選考料の決済を行います（出願手続後、Ⓒの原本の郵送が必要です）。
＊ネット出願の詳細は7ページをご覧ください。

◆出願書類の受付期間（ネット出願の受付期間は各締切日の23時29分まで）

春期入学（4月生）	第1期：2018年12月20日（木）～2019年4月1日（月）〈本学必着〉 第2期：2019年 4月　2日（火）～2019年5月8日（水）〈本学必着〉
秋期入学（10月生）	第1期：2019年　8月1日（木）～2019年10月1日（火）〈本学必着〉 第2期：2019年10月2日（水）～2019年11月6日（水）〈本学必着〉

［第2期で出願された場合、地方スクーリングの受講制限や科目試験の受験制限があります。詳細は3ページをご覧ください。］

❷入学選考

● 入学資格を満たしているかを提出いただいた書類をもとに審査・選考します（入学試験はありません）。

❸合格通知

● 合格通知と入学手続書類が本学より送付されます。

❹履修手続書類一式の到着

● 学生便覧・学習用プリント集（CD-ROM）等が本学より送付されます。

❺履修登録・教科書購入

● 履修登録はインターネット上で行います。
教科書は申込ファイルをメールで提出します。

❻入学手続

● 入学手続締切日までに学費を納入することで入学手続が完了となります。

入学時の学費	・正科生A：107,000円 ・科目等履修生： 25,000円＋（6,000円×履修単位数） ・特 修 生：132,000円

❼学習開始

● 教科書が手元に届き次第、学習が開始できます（教科書は、申込ファイルでご注文いただいたものが書店より代金引換で届きます）。

春期入学第1期第1回入学選考の場合（正科生Aのみ）

※出願受付期間につきましては、3ページをご覧ください。

❹入学手続

● 入学手続締切日までに学費を納入することで入学手続が完了となります。

❺履修手続書類一式の到着

● 学生便覧・学習用プリント集（CD-ROM）等が本学より送付されます。

❻履修登録・教科書購入

● 履修登録をインターネット上で行います。
教科書は申込ファイルをメールで提出します。

❼学習開始

● 教科書が手元に届き次第、学習が開始できます（教科書は、申込ファイルでご注文いただいたものが書店より代金引換で届きます）。

募集要項

1 学生等の種別

正　科　生　A　（9ページ参照）　※再入学は17ページ参照

経営ネットワーク学科 400名　システム情報学科 720名
システム情報学科 情報数理専攻 80名

正科生Aとは、大学卒業を目指す方です。

卒業に必要な要件を満たすことによって、大学の卒業資格を得ることができます。

・1年次入学、2年次編入学、3年次編入学ができます。
・本学通信教育部を退学または除籍となった方は再入学をすることができます。
・システム情報学科情報数理専攻は、数学の教員免許取得（中学・高校または両方）を希望する方が選択できます。
・本学の指定した専門学校（教育センターと呼びます）に在籍しながら、本学通信教育部にも籍を置く併修制度の正科生Bがあります。

※正科生Bの入学志願要項を希望する方は、最寄りの教育センターにお問い合わせください。

科目等履修生　（21ページ参照）

若 干 名

科目等履修生とは、大学の卒業を目的とせず、情報・商業・数学の教員免許状取得を目指して学習する方、または、一部科目の単位修得を目指す方です。

特　修　生　（27ページ参照）

若 干 名

特修生とは、高等学校中途退学等により、大学入学資格を持たない方で、所定の単位を修得することにより正科生Aへの入学資格を得ることを目指す方です。

※2019年4月1日現在、満18歳以上である方が対象です。

聴　講　生　（31ページ参照）

若 干 名

聴講生とは、生涯学習や社会人学習等、教養・研修のためにインターネットメディア授業の聴講を目的とする方です（聴講生は単位を修得できません）。

※入学資格等の要件はありません。

科目カプセル生（35ページ参照）

若 干 名

科目カプセル生とは、生涯学習や社会人学習等、教養、研究のためにテーマに沿って一部科目を学ぶためのものです。

科目トライアル生（資料は別途ご請求ください）

若 干 名

科目トライアル生とは、正科生Aへ入学する前に通信教育を体験するためのものです。

2 入学時期・出願書類受付期間

入学時期		出願書類受付期間
春期入学（4月生）	第1期	2018年12月20日(木)～2019年 4月1日(月)(本学書類必着)
	第2期	2019年 4月 2日(火)～2019年 5月8日(水)(本学書類必着)
秋期入学（10月生）	第1期	2019年 8月 1日(木)～2019年10月1日(火)(本学書類必着)
	第2期	2019年10月 2日(水)～2019年11月6日(水)(本学書類必着)

※ネット出願の受付期間は各締切日の23時29分まで。
※第2期で出願された場合、地方スクーリングの受講制限や科目試験の受験制限があります。

3 入学選考・入学手続締切日

＜入学選考＞　入学試験はありません。

本学において書類選考を行います。
（不合格の場合、理由についてのお問い合わせにはお答えできません）

＜合格通知・入学手続締切日＞

入学選考の結果によって、合格者には合格通知と入学手続書類を送付します。なお、合格通知発送日や各選考毎の入学手続締切日等は、以下のとおりです。

春期入学　志願書類受付開始日：2018年12月20日（木）

受付期	選考回	願書締切日	選考日	合格通知発送日	入学手続締切日
第1期	第1回	2019年1月15日(火)	2019年1月17日(木)	2019年1月22日(火)	2019年2月15日(金)
	第2回	2019年2月13日(水)	2019年2月15日(金)	2019年2月20日(水)	2019年3月15日(金)
	第3回	2019年3月 6日(水)	2019年3月 8日(金)	2019年3月13日(水)	2019年4月 1日(月)
	第4回	2019年3月27日(水)	2019年3月29日(金)	2019年4月 2日(火)	2019年4月15日(月)
	第5回	2019年4月 1日(月)	2019年4月 3日(水)	2019年4月 5日(金)	2019年4月18日(木)
第2期	ー	2019年5月 8日(水)	2019年5月10日(金)	2019年5月14日(火)	2019年5月24日(金)

※ネット出願の受付期間は各願書締切日の23時29分まで。
※第2期で出願された場合、前期地方スクーリングの受講や、5月の科目試験の受験はできません。

秋期入学　志願書類受付開始日：2019年8月1日（木）

受付期	選考回	願書締切日	選考日	合格通知発送日	入学手続締切日
第1期	第1回	2019年 8月23日(金)	2019年 8月27日(火)	2019年 8月29日(木)	2019年 9月13日(金)
	第2回	2019年 9月 4日(水)	2019年 9月 6日(金)	2019年 9月10日(火)	2019年 9月26日(木)
	第3回	2019年 9月17日(火)	2019年 9月19日(木)	2019年 9月24日(火)	2019年10月 8日(火)
	第4回	2019年10月 1日(火)	2019年10月 3日(木)	2019年10月 7日(月)	2019年10月16日(水)
第2期	ー	2019年11月 6日(水)	2019年11月 8日(金)	2019年11月12日(火)	2019年11月22日(金)

※ネット出願の受付期間は各願書締切日の23時29分まで。
※第2期で出願された場合、後期地方スクーリングの受講や、11月の科目試験の受験はできません。

4 出願にあたっての諸注意

二重学籍の禁止

「学校教育法」に定める他の大学・短期大学・大学院・高等専門学校等に在籍している方は、正科生Aとして入学することはできません（卒業見込みまたは修了見込みの方の出願は可能です）。

パソコンの準備について

インターネットメディア授業の受講、レポートや実習課題の作成、ポータルサイト（履修登録等）の利用など、学習するうえで、パソコンとプリンタ、インターネット環境が必要となりますので、ご準備ください。

特に、教職課程の情報と数学の科目を履修する場合は、パソコンを利用した実習を行う科目があります。

なお、パソコンの性能については、インターネットメディア授業を受講できる動作環境（33ページ参照）であれば差し支えありません。

日本語能力について

教材、関係資料、各種連絡文の表記及び各種授業・科目試験の実施等はいずれも日本語となります。入学にあたっての日本語能力の目安は、日本語能力試験（財団法人日本国際教育支援協会）N1（旧１級）取得程度です。

国外にお住まいの方

日本国内で科目試験の受験が可能であることが入学の条件となります。また、教材等の各種資料の送付先、緊急連絡先及び学費請求先等は、日本国内を指定していただくこととなりますので、出願の際は、日本国内のご住所をご記入ください。

身体が不自由な方

学習をしていただくうえでのご要望につきましては、できる限り配慮いたしますが、残念ながら対応できないことがございますので、必ず出願手続前に本学通信教育部にお問い合わせください。

また、施設・設備の状況につきましては、会場により異なりますので、可能であれば事前に見学されることをお勧めします。

対応できない主な例
・手話通訳者、ノートテイカー及び移動補助等の介助者が必要な場合は、ご自身でご準備ください。
・教材を点字化、拡大化及び録音教材化することは本学では行っておりません。

個別の入学審査が必要な方

海外の学校や各種学校の出身者の方は、必ず出願手続前に本学通信教育部にお問い合わせください。

いずれの場合も、出身校から必要書類を入手するのに時間がかかりますので、余裕を持ってお問い合わせください。

5 奨学制度

北海道情報大学奨学金

この奨学金は、北海道情報大学通信教育部に在学する優秀な正科生に対し、奨学金を給付し、有為な人材の育成に資することを目的としています。詳細は入学後、ご案内します。

日本学生支援機構奨学金

人物・学業ともに優れ、かつ健康であって、経済的理由により著しく修学に困難があると認められる場合、本学会場における夏期または冬期スクーリング受講時にのみ希望者（正科生のみ）に貸与されます（年１回、１年次入学生は通算４回まで）。

第一種（２・３・４・５・６万円から選択 無利子）と第二種（２～１２万円（１万円刻み）から選択 有利子）があり、いずれも貸与終了後、全額返還しなければなりませんが、在学中は申し出により猶予されます（金額は2018年度実績）。詳細は入学後、ご案内します。

6 教育ローン

学費サポートプラン

本学と株式会社オリエントコーポレーション（以下「オリコ」）、株式会社ジャックス（以下「ジャックス」）との提携による学費分割制度です。

＜商品の内容＞

① ご利用いただける方

本学入学予定者または在学生で、安定した収入のある方。

② ご利用いただける費用

入学金・授業料・教材費・実習費・研修費などの大学納入金。

③ ご利用額の上限

〔オリコの場合〕
１回あたりのご利用金額は、納付書に記載の金額となります。

〔ジャックスの場合〕
学校が発行する学費納付証明書など（振込依頼書）に記載されている金額。

④ 連帯保証人

原則不要。

⑤ 学納金の入金

オリコ、ジャックスから大学指定口座へ直接振込みされます。

⑥ お支払い手段

民間金融機関（ゆうちょ銀行含む）からの口座自動振替。

⑦ お支払日

毎月27日（金融機関の休業日の場合は翌営業日）

⑧ 必要書類

新入生：①合格通知等の写し＋②納付書の写し
在学生：①学生証写し＋②納付書の写し

学費サポートプランは、貸金業法の適用はありませんので、年収1/3以上（総量規制）の申込額に対しても丁寧な審査を行います。

オリコ、ジャックスとも出願前に教育ローンの制度を利用できるか確認ができますので、事前にご確認の上、ご利用ください。

＜分割手数料率＞

3.5%（固定：2018年度実績）

＜お申込みの手順＞

Step 1
まずはオリコ、ジャックスまでお電話ください。

Step 2
2～3日後にオリコ、ジャックスから申込書が届きます。

Step 3
必要書類を添付し、申込書をご返送ください。

Step 4
オリコ、ジャックスから審査結果をご連絡します。

Step 5
オリコ、ジャックスから大学の指定日に直接入金します。

お申込み手続は郵送での対応となります。
まずは下記フリーダイヤルから資料請求してください。

株式会社オリエントコーポレーション
学費サポートデスク
（受付時間 9:30～17:30）
0120-517-325

株式会社ジャックス
ジャックスコンシューマーデスク
（受付時間 10:00～19:00）
0120-338-817

教育ローンにつきましては、ご契約者様と株式会社オリエントコーポレーション、株式会社ジャックスとの契約となりますので、ご不明な点がございましたら、直接、株式会社オリエントコーポレーション、株式会社ジャックスにお問い合わせください。

ネット出願

対 象

正科生Ａ（再入学を除く）、科目等履修生

ネット出願とは、出願の手続きをインターネットを使って行うものです。
インターネットに接続されたパソコン・タブレットなどから、24時間どこからでも手続きが可能です。「出願項目の入力がスムーズ」、「締切当日23：29まで出願が可能」、「選考料の支払い方法が選べる」などのメリットがあります。
なお、ネット出願の対象となるのは、正科生A（再入学を除く）、科目等履修生のみです。

＜ネット出願の流れ＞

❶ Webサイトへのアクセス

本学通信教育部ネット出願の紹介ページ（https://z3.mugendai.do-johodai.ac.jp/apply/a.php）で「説明（要項）」を確認します。
→（1）参照

右記のQRコードからもアクセスできます。

（1）ネット出願の紹介ページ

❷ 事前登録

ネット出願ページの「事前登録する」ボタンをクリックして、メールアドレスとパスワードを登録します。→（2）参照
事前登録したメールアドレスに確認メールが届いたらネット出願ページの「ログインする」からメールアドレスとパスワードを入力し、ログインします。→（3）参照

（2）事前登録ページ

❸ 出願内容入力・送信

出願情報入力画面で必要事項を登録します。また、顔写真と出願資格を証明する書類を写真又はスキャナでパソコン等に取り込み、Web画面から登録します。→（4）参照

（3）ログインページ

❹ 選考料の決済

入学選考料の決済を行います。選考料の支払い方法は、コンビニエンスストア、郵便局、銀行ATM、ネットバンキング、クレジットカードから選ぶことができます。
詳細は決済画面をご覧ください。

❺ ネット出願完了

❻ 書類の郵送

出願者全員：「出願資格を証明する書類」の原本を大学に郵送します。
対象者のみ提出：身体状況等、申告書、入学者紹介制度申請書、在留カード又は特別永住者証明書の写（両面）もしくは外国人登録証明書の写（両面）、戸籍抄本等、退学予定誓約書の提出が必要な方は原本を大学に郵送します。
送付期限等については事務部よりメールをお送りしますので、必ずご確認ください。

（4）出願情報入力画面

❼ 手続き完了

Ⅶ. 教職課程

1 本学で取得できる教育職員免許状

学　部	学　科	免許状種類	免許教科
経営情報学部	システム情報学科	高等学校教諭１種免許状	情　報
	経営ネットワーク学科	高等学校教諭１種免許状	商　業
	システム情報学科 情報数理専攻	中学校教諭１種免許状 高等学校教諭１種免許状	数　学

※商業は他学科履修によりシステム情報学科でも免許状の取得は可能です。
情報は他学科履修により経営ネットワーク学科、システム情報学科情報数理専攻でも免許状の取得は可能です。
数学（中学校・高等学校）は他学科履修により経営ネットワーク学科・システム情報学科でも免許状の取得は可能です。

・ 本学の教職課程は、教育職員免許法の1998年（平成10年）改正による旧免許法（以下「旧免許法という」）、及び2019年（平成31年）改正（予定）による新免許法（以下「新免許法」という）の課程です。どちらの免許法が適用されるかは、50ページをご確認ください。
・ 旧免許法以前の免許法により免許状を取得することはできません。

＜免許状取得にあたっての留意事項＞

教育職員免許状は、免許状の取得に必要な条件を充足した方に対し、各都道府県の教育委員会が授与するものです。次の条項の各号に該当する方には授与されません。

教育職員免許法第５条第１項第３号～第７号
第３号　成年被後見人又は被保佐人
第４号　禁錮以上の刑に処せられた者
第５号　第10条第１項第２号又は第３号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から３年を経過しない者
第６号　第11条第１項から第３項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から３年を経過しない者
第７号　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

また、教員採用にあたり、各都道府県の教育委員会では、おおむね次の条件を公表しています。
・地方公務員法第16条及び学校教育法第９条の欠格事項に該当する方（教育職員免許法第５条第１項第３号～第６号とほぼ同じ）は、受験できない。
・採用年齢制限を越えていないこと。

都道府県により異なりますが、毎年５月から６月にかけて採用試験の受験要項が発表されますので、公立学校の教員を目指す方はご確認ください。

2 免許状所要資格

＜入学区分・年次等＞

中学校・高等学校教諭１種免許状を取得するために必要な基礎資格は、大学卒業資格（学士）です。教育職員免許状の取得を目的として入学する際は、次ページを参考にしてください。

現在の条件等		入学区分・年次
高等学校卒業・高等学校卒業程度認定試験合格者（旧大学入学資格検定合格者含む）		正科生A・1年次入学
大学または短期大学に1年以上在学し30単位以上を修得した者		正科生A・2年次編入学
・短期大学・高等専門学校・専門学校卒業者 ・大学または短期大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者 ・大学卒業者（学士の学位を所持）		正科生A・3年次編入学
大学卒業者（学士の学位を所持）	・本学の卒業を目的とせず、教員免許の取得のみを希望する ・すでに所持している教員免許状をもとに情報・商業・数学の免許状を取得する	科目等履修生

＜適用となる免許法＞

2019年度以降に入学される方（正科生A1年次入学、正科生A2・3年次編入学生、科目等履修生、再入学生）は、**「新免許法」**が適用されますが、以下の条件の編入学生および再入学生のみ**「旧免許法」**が適用されます。

■旧免許法の適用となる条件

2019年度の適用条件は、春期入学が以下の1と2、秋期入学が1と3に該当すること

1. 2019年3月31日まで教職課程を有する4年制大学（本学含む）に在学していること
2. 2019年3月31日に上記1の大学を退学して、2019年4月1日に本学に編入学または再入学すること
3. 2019年9月30日に上記1の大学を退学して、2019年10月1日に本学に編入学または再入学すること

＜免許状取得方法＞

教育職員免許状を取得するには、教育職員免許法（以下「免許法」という）と本学のカリキュラムに基づいて単位を修得する必要があります。免許状の主な取得方法は下表のようになっており、必要単位数がそれぞれ異なります。各自に該当する方法および適用となる免許法を確認し、必要単位を修得してください。

免許状の取得要件	取得できる教員免許状
初めて中学校教諭1種免許状又は高等学校教諭1種免許状を取得する方	高等学校教諭1種免許状<情報><商業><数学>・中学校教諭1種免許状<数学>（免許法第5条別表第1により取得）
すでに高等学校教諭1種免許状、あるいは高等学校教諭専修免許状を所持している方	高等学校教諭1種免許状<情報><商業><数学>（免許法第6条別表第4により取得）
すでに中学校教諭1種免許状、あるいは中学校教諭専修免許状を所持している方	中学校教諭1種免許状＜数学＞（免許法第6条別表第4により取得）
すでに中学校教諭2種免許状を所持している方	中学校教諭2種免許状＜数学＞（免許法第6条別表第4により取得）
「技術」の中学校教諭1種免許状をすでに所持し、「情報」免許状を取得する方で、中学校の教員としての実務経験が3年以上ある方	高等学校教諭1種免許状＜情報＞（免許法第6条別表第8により取得）
「数学」の中学校教諭1種免許状をすでに所持し、「数学」免許状を取得する方で、中学校の教員としての実務経験が3年以上ある方	高等学校教諭1種免許状＜数学＞（免許法第6条別表第8により取得）
「数学」の高等学校教諭1種免許状又は小学校教諭普通免許状をすでに所持している方で、教員としての実務経験が3年以上ある方	中学校教諭2種免許状＜数学＞（免許法第6条別表第8により取得）

※科目名については、2019年度前期の履修登録時点で変更になる場合があります。そのため、入学されてからの履修登録については、入学後、学生便覧や講義概要等でご確認ください。
※上記以外で免許を追加取得する方法もあります。詳しくは、免許状取得を希望する都道府県の教育委員会にご相談ください。

3 教職課程履修のしかた

＜教職課程の履修申込み＞

正 科 生 A	合格後、履修登録する際に、学生向けポータルサイトで手続きします。 学期途中での申込みはできません。
科目等履修生	出願時、志願票の「教職課程履修申込書」に必要事項を記入のうえ、出願してください。

＜教職課程受講料＞

正科生Aが教職課程を履修するには、教職課程受講料が授業料の他に別途必要となります。
履修登録後に本学より送付する銀行振込用紙で、指定された期日までに納入してください。

教職課程受講料	175,000円（正科生Aのみ）	※科目等履修生は教職課程受講料は不要です。

なお、希望により分割納入も可能です。

教職課程受講料分割納入＝受講初年度100,000円＋翌年度75,000円

【分割納入する場合の留意事項】

・「学力に関する証明書（教員免許申請用）」は、教職課程受講料175,000円を完納していなければ交付されません。
・教職課程履修申込み後は、免許状の取得を途中で放棄した場合でも、受講料を全額納入しなければなりません。
・学費未納者の休学・退学は認められません。教職課程受講料を分割納入している方が休学・退学する場合は、教職課程受講初年度であっても翌年度分の75,000円を完納する必要があります。

＜正科生Aの方が卒業＋免許状取得までの費用合計の目安＞

費用合計は、スクーリング受講料、インターネットメディア授業受講料と教科書代も含めた必要最低限の金額です。ただし、履修する授業形態や使用する教科書により金額は異なりますので、目安とお考えください。

◆初めて高等学校教諭１種免許状（情報・商業・数学のいずれか）の取得を目指す場合（卒業＋免許状取得）
（免許法第５条別表第１を基に取得する場合）

入学年次	最短修業年限	必要単位数	スクーリング及びインターネットメディア授業での必要単位数	卒業＋取得までの学費合計の目安（最短修業年限で卒業する場合）
１年次	４年	新法：155単位以上	32単位以上	約125万円
２年次	３年	新法：125単位以上 旧法：123単位以上	24単位以上	約100万円
３年次	２年	新法：93単位以上 旧法：91単位以上	16単位以上	約75万円

◆初めて高等学校教諭１種免許状の２教科の免許状の取得を目指す場合（卒業＋免許状取得）
（免許法第５条別表第１を基に取得する場合）

入学年次	最短修業年限	必要単位数	スクーリング及びインターネットメディア授業での必要単位数	卒業＋取得までの学費合計の目安（最短修業年限で卒業する場合）
１年次	４年	新法：159単位以上	32単位以上	約125万円
２年次	３年	新法：129単位以上 旧法：127単位以上	24単位以上	約100万円
３年次	２年	新法：97単位以上 旧法：95単位以上	16単位以上	約75万円

◆初めて高等学校教諭１種免許状の３教科の免許状の取得を目指す場合（卒業＋免許状取得）
（免許法第５条別表第１を基に取得する場合）

入学年次	最短修業年限	必要単位数	スクーリング及びインターネットメディア授業での必要単位数	卒業＋取得までの学費合計の目安（最短修業年限で卒業する場合）
１年次	４年	新法：163単位以上	32単位以上	約125万円
２年次	３年	新法：133単位以上 旧法：131単位以上	24単位以上	約100万円
３年次	２年	新法：101単位以上 旧法：99単位以上	16単位以上	約80万円

◆初めて中学校教諭１種免許状（数学）の取得を目指す場合（卒業＋免許状取得）
（免許法第５条別表第１を基に取得する場合）

入学年次	最短修業年限	必要単位数	スクーリング及びインターネットメディア授業での必要単位数	卒業＋取得までの学費合計の目安（最短修業年限で卒業する場合）
１年次	４年	新法：163単位以上	32単位以上	約125万円
２年次	３年	新法：133単位以上 旧法：131単位以上	24単位以上	約100万円
３年次	２年	新法：101単位以上 旧法：99単位以上	16単位以上	約75万円

◆初めて中学校教諭１種免許状（数学）と高等学校教諭1種免許状（数学）の同時取得を目指す場合
（卒業＋免許状取得）（免許法第５条別表第１を基に取得する場合）

入学年次	最短修業年限	必要単位数	スクーリング及びインターネットメディア授業での必要単位数	卒業＋取得までの学費合計の目安（最短修業年限で卒業する場合）
１年次	４年	新法：165単位以上	32単位以上	約125万円
２年次	３年	新法：135単位以上 旧法：133単位以上	24単位以上	約100万円
３年次	３年	新法：103単位以上 旧法：101単位以上	16単位以上	約75万円

※科目等履修生の方が教員免許状取得を目指す場合の費用目安は、科目等履修生のページ（24ページ）をご覧ください。

初めて高等学校教諭1種免許状を取得するケース（新免許法）

〈免許法第５条別表第１による場合〉

★高等学校教諭１種免許状〈「情報」「商業」「数学」〉のうち１～３教科を取得

◆必要単位数

正科生Aの方

大学卒業要件単位※1のうち				左記に追加となる単位※3	
教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）	第66条の６に定める科目	大学が独自に※2設定する科目		教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法）	「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習等の指導法及び生徒指導等に関する科目」、「教育実践に関する科目」
１教科取得の場合 計20単位	計８単位	計8単位	＋	計4単位	計27単位
２教科取得の場合 計40単位（１教科あたり20単位）		計16単位		計8単位	
３教科取得の場合 計60単位（１教科あたり20単位）		計24単位		計12単位	

※1　大学卒業要件は、１年次入学が124単位、２年次編入学が94単位、３年次編入学が62単位ですが、複数の免許状を取得する場合、２年次編入学と３年次編入学は、卒業要件単位数を超えた単位を修得する必要があります。

※2　詳細は59ページを参照。

※3　卒業要件に含まれません。

★「教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）」、「第66条の6に定める科目」、「大学が独自に設定する科目」の合計が大学卒業要件単位に満たない場合、不足分を本学が開講している「教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法）」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習等の指導法及び生徒指導等に関する科目」、「教育実践に関する科目」以外の科目から修得する必要があります。

科目等履修生の方

教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）（各教科の指導法）	第66条の６に定める科目	大学が独自に設定する科目※1	「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習等の指導法及び生徒指導等に関する科目」、「教育実践に関する科目」	合　計
１教科取得の場合 計24単位	計８単位	計8単位	計27単位	67単位
２教科取得の場合 計48単位（１教科あたり24単位）		計16単位		99単位
３教科取得の場合 計72単位（１教科あたり24単位）		計24単位		131単位

《注意》科目等履修生で教員免許状を取得する場合には、大学卒業資格が必要です。

※1　詳細は59ページを参照。

初めて中学校教諭1種免許状を取得するケース（新免許法）

〈免許法第５条別表第１による場合〉
★中学校教諭１種免許状〈数学〉を取得

◆必要単位数

正科生Aの方

大学卒業要件単位※1のうち			左記に追加となる単位※2	
教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）	第66条の６に定める科目	＋	教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法）	「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習等の指導法及び生徒指導等に関する科目」、「教育実践に関する科目」
計20単位	計8単位		計8単位	計31単位

※1　大学卒業要件は、1年次入学が124単位、2年次編入学が94単位、3年次編入学が62単位ですが、複数の免許状を取得する場合、2年次編入学と3年次編入学は、卒業要件単位数を超えた単位を修得する必要があります。
※2　卒業要件に含まれません。
★「教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）」、「第66条の6に定める科目」、「大学が独自に設定する科目」の合計が大学卒業要件単位に満たない場合、不足分を本学が開講している「教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法）」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習等の指導法及び生徒指導等に関する科目」、「教育実践に関する科目」以外の科目から修得する必要があります。

科目等履修生の方

教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）（各教科の指導法）	第66条の６に定める科目	「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習等の指導法及び生徒指導等に関する科目」、「教育実践に関する科目」	合　計
計28単位	計８単位	計31単位	67単位

《注意》科目等履修生で教員免許状を取得する場合には、大学卒業資格が必要です。

初めて中学校・高等学校教諭1種免許状を取得するケース（新免許法）

〈免許法第５条別表第１による場合〉
★中学校教諭１種免許状〈数学〉・高等学校教諭１種免許状〈数学〉の両方の免許状を取得

◆必要単位数

正科生Aの方

大学卒業要件単位※1のうち				
教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）	第66条の６に定める科目	大学が独自に※2設定する科目	＋	左記に追加となる単位※3
計20単位	計８単位	計4単位		計10単位	計31単位

左記に追加となる単位※3	
教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法）	「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習等の指導法及び生徒指導等に関する科目」、「教育実践に関する科目」
計10単位	計31単位

※1　大学卒業要件は、1年次入学が124単位、2年次編入学が94単位、3年次編入学が62単位ですが、複数の免許状を取得する場合、2年次編入学と3年次編入学は、卒業要件単位数を超えた単位を修得する必要があります。
※2　詳細は59ページを参照。
※3　卒業要件に含まれません。
★「教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）」、「第66条の6に定める科目」、「大学が独自に設定する科目」の合計は大学卒業要件単位に満たないため、不足分を本学が開講している「教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法）」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習等の指導法及び生徒指導等に関する科目」、「教育実践に関する科目」以外の科目から修得する必要があります。

科目等履修生の方

教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）（各教科の指導法）	第66条の６に定める科目	大学が独自に設定する科目※1	「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習等の指導法及び生徒指導等に関する科目」、「教育実践に関する科目」	合　計
計30単位	計８単位	計４単位	計31単位	73単位

《注意》科目等履修生で教員免許状を取得する場合には、大学卒業資格が必要です。
※1　詳細は59ページを参照。

高等学校教諭１種免許状

教科及び教科の指導法に関する科目（情報）　科目名一覧

（●印は必修科目です）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等				左記に対応する授業科目			
科目区分		各科目に含めることが必要な事項	法定必要単位数	科目名	単位数	備考	本学での必要単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	情報社会・情報倫理	1以上	●情報社会論	2		4
				●知的所有権論	2		
		コンピュータ・情報処理（実習を含む。）	1以上	●コンピュータサイエンス入門	2		6
				コンピュータアーキテクチャ	2		
				プログラムの仕組み	2		
				アルゴリズム	2		
				情報システム学概論Ⅰ	2		
				●プログラミング基礎	4	実習を含む※1	
		情報システム（実習を含む。）	1以上	●データベースシステム	2	実習を含む※2	4
				データベース技術	2		
				●システム設計演習	2	実習を含む※1	
		情報通信ネットワーク（実習を含む。）	1以上	●コンピュータネットワーク	2	実習を含む※2	2
				コミュニケーション概論	2		
				ネットワークセキュリティ	2		
		マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）	1以上	●ディジタル画像概論	2	実習を含む※2	2
				音声情報処理	2		
		情報と職業	1以上	●情報職業論	2		2
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		4以上	●情報科教育法Ⅰ	2		4
				●情報科教育法Ⅱ	2		
法定必要単位数合計			24	本学での必要（必修）単位数合計			24

※1　スクーリングまたはインターネットメディア授業必修科目。
プログラミング基礎およびシステム設計演習は、前期8月にスクーリングを実施。
また、前期・後期ともにインターネットメディア授業を実施します（いずれも2019年度予定）。

※2　実習の方法は授業形態や科目により異なります（印刷授業はレポート課題に含む）。

高等学校教諭１種免許状

教科及び教科の指導法に関する科目（商業）　科目名一覧

（●印は必修科目です）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等				左記に対応する授業科目			
科目区分		各科目に含めることが必要な事項	法定必要単位数	科目名	単位数	備考	本学での必要単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	商業の関係科目	1以上	簿記原理応用編	2		18
				●管理会計論	2		
				財務会計学基礎編	2		
				経営戦略と組織	2		
				●eービジネス総論	2		
				●サプライチェーンマネジメント	2		
				●マーケティング論	2		
				●流通概論	2		
				●ベンチャービジネス論	2		
				ブランドマネジメント	2		
				アントレプレナーシップ論	2		
				●経営情報システム	2		
				経営科学	2		
				定量分析とその応用	2		
				●英語Ⅲ（中級英語読解）	2		
				法学	2		
				●商法	2		
		職業指導	1以上	●職業指導	2		2
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		4以上	●商業科教育法Ⅰ	2		4
				●商業科教育法Ⅱ	2		
法定必要単位数合計			24	本学での必要(必修)単位数合計			24

中学校・高等学校教諭１種免許状共通

教科及び教科の指導法に関する科目（数学）　科目名一覧

（●印は中高共通必修科目です
▲印は高校用必修科目です
■印は中学用必修科目です）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等				左記に対応する授業科目			
科目区分		各科目に含めることが必要な事項	法定必要単位数	科目名	単位数	備考	本学での必要単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	代数学	1以上	●行列と連立１次方程式	2		4
				基礎数学	2		
				●代数学	2		
		幾何学	1以上	●ベクトル空間と線形写像	2		4
				●複素数	2		
		解析学	1以上	●一変数の微分法	2		6
				●一変数の積分法	2		
				応用数学	2		
				●三角関数･指数関数･対数関数	2		
				多変数関数の解析	2		
		「確率論、統計学」	1以上	●確率論	2		4
				●統計概論	2		
		コンピュータ	1以上	●データ解析入門	2		2
				プログラム言語Ⅰ	4		
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		中学8以上 高校4以上	●数学科教育法Ⅰ	2	中高共通	中学8 高校4
				▲数学科教育法Ⅱ	2	高校のみ	
				■数学科教育法Ⅲ	2	中学のみ	
				■数学科教育法Ⅳ	2	中学のみ	
				■数学科教育法Ⅴ	2	中学のみ	
法定必要単位数合計			中学28 高校24	本学での必要(必修)単位数合計			中学28 高校24

中学校・高等学校教諭１種免許状共通

教職免許法施行規則第66条の６に定める科目　科目名一覧

教育職員免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する授業科目			本学での必要単位数
科　目　名	法定必要単位数	科　目　名	単位数	備　考	
日本国憲法	2	憲法	2		2
体育	2	健康科学 健康とスポーツ	1 1		2
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅱ（初級英会話） 英語Ⅳ（中級英会話）	2 2	2科目中1科目選択必修	2
情報機器の操作	2	情報リテラシー	2		2
法定必要単位数合計	8	本学での必要（必修）単位数合計			8

高等学校教諭１種免許状

大学が独自に設定する科目　科目名一覧

大学が独自に設定する科目の8単位は、「道徳教育の理論と実践」若しくは、56～58ページの免許申請教科ごとに必修科目以外（●のついていない科目）、60ページの▲（選択必修）で選択しなかった科目、「教育実習Ⅲ」の中から任意で選択します。

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する授業科目			本学での必要単位数
科目区分	法定必要単位数	科　目　名	単位数	備　考	
大学が独自に設定する科目	12	道徳教育の理論と実践	2	「大学が独自に設定する科目」の選択科目、又は本学での必修単位数を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」若しくは「教育実践に関する科目」について、併せて8単位以上修得	8
法定必要単位数合計	12	本学での必要（必修）単位数合計			8

※中学・高校数学免許状を両方取得する場合は、中学数学免許状にて「道徳教育の理論と実践」「教育実習Ⅲ」は必修科目のため単位修得済みとなり、本学での「大学が独自に設定する科目」の必要単位数は4単位となります。

《注》

高等学校教諭1種免許状で複数教科の免許状を取得する場合、「道徳教育の理論と実践」、60ページの▲（選択必修）で選択しなかった科目、「教育実習Ⅲ」を単位修得すると（いずれかでも可）、複数教科で共通利用できますので、56～58ページの免許申請教科ごとに必修科目以外（●のついていない科目）の単位修得を少なくすることができます。

例：情報と商業の免許状を取得する場合、「道徳教育の理論と実践」を単位修得した場合、免許申請教科ごとに必修科目以外は、情報で6単位、商業で6単位の修得でよいことになります。（それぞれの教科の選択科目だけで修得する場合、8単位×2教科＝16単位必要ですが、この例であれば14単位でよいことになります。）

高等学校教諭１種免許状

教育の基礎的理解に関する科目・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目・教育実践に関する科目　科目名一覧

（●印は必修科目です　▲印は選択必修科目です）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する授業科目			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	法定必要単位数	科目名	単位数	備考	本学での必要単位数
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	●教育原理	2		12
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		●教職概論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		▲教育社会学	2	2科目中1科目選択必修	
			▲教育制度論	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		●教育心理学	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		●特別支援教育論	2		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		●教育課程論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	8	●教育方法論と総合的な学習の時間の指導法	2		10
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）					
	特別活動の指導法		●特別活動論	2		
	生徒指導の理論及び方法		●生徒指導	2		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		●学校教育相談	2		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		●進路指導	2		
教育実践に関する科目	教育実習	3	●教育実習Ⅰ	1	事前・事後指導	3
			●教育実習Ⅱ	2		
			教育実習Ⅲ	2		
	学校体験活動					
	教職実践演習	2	●教職実践演習(中・高)	2		2
法定必要単位数合計		23	本学での必要(必修)単位数合計			27

中学校教諭１種免許状

教育の基礎的理解に関する科目・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目・教育実践に関する科目　科目名一覧

（●印は必修科目です　▲印は選択必修科目です）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する授業科目			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	法定必要単位数	科目名	単位数	備考	本学での必要単位数
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	●教育原理	2		12
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		●教職概論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		▲教育社会学	2	2科目中1科目選択必修	
			▲教育制度論	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		●教育心理学	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		●特別支援教育論	2		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		●教育課程論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	●道徳教育の理論と実践	2		12
	総合的な学習の時間の指導法 教育の方法及び技術 （情報機器及び教材の活用を含む。）		●教育方法論と総合的な学習の時間の指導法	2		
	特別活動の指導法		●特別活動論	2		
	生徒指導の理論及び方法		●生徒指導	2		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		●学校教育相談	2		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		●進路指導	2		
教育実践に関する科目	教育実習	5	●教育実習Ⅰ	1	事前・事後指導	5
			●教育実習Ⅱ	2		
			●教育実習Ⅲ	2		
	学校体験活動					
	教職実践演習	2	●教職実践演習(中・高)	2		2
法定必要単位数合計		27	本学での必要(必修)単位数合計			31

履修上の留意事項

①各自対象となるカリキュラムの履修科目一覧における本学必修科目を全て修得する必要があります（他大学等で修得した免許状の申請に有効な既修得単位を所持している場合を除く）。

②教育実習は、教育実習受講資格を得なければ受講できません。教育実習を受講する前年度末までに、教育実習受講資格における修学の要件として定められている科目・単位数を修得しておく必要があります。（72～75ページ参照）

③本学のカリキュラムにおいて「教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）」と「第66条の6に定める科目」は卒業要件に含まれますが、「教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法）」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」は卒業要件に含まれませんので、卒業と同時に免許状の取得を目指す場合は、十分な履修計画を立て、学習を進めてください。

④「教職実践演習（中・高）」のみの履修はできません。本学において「教育実習Ⅰ」と「教育実習Ⅱ」「教育実習Ⅲ（中学のみ）」の単位を修得した方のみ履修することができます。

⑤中1種免数学と高1種免数学の同時取得を希望の場合、中1種免の必要単位の他に以下の単位を修得します。

・教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法）：数学科教育法Ⅱ（2単位）
・大学が独自に設定する科目：4単位

初めて高等学校教諭1種免許状を取得するケース（旧免許法）

〈免許法第５条別表第１による場合〉
★高等学校教諭１種免許状〈「情報」「商業」「数学」〉のうち１～３教科を取得

◆必要単位数

正科生Aの方

大学卒業要件単位※1のうち				左記に追加となる単位
教科に関する科目	第66条の６に定める科目	教科又は教職に関する科目※2		教職に関する科目※3
１教科取得の場合 計20単位	計８単位	計10単位	＋	計29単位
２教科取得の場合 計40単位 （１教科あたり20単位）		計20単位		計33単位
３教科取得の場合 計60単位 （１教科あたり20単位）		計30単位		計37単位

※1　大学卒業要件は、2年次編入学が94単位、3年次編入学が62単位ですが、複数の免許状を取得する場合、2年次編入学と3年次編入学は、卒業要件単位数を超えた単位を修得する必要があります。(例) 2教科取得の場合は68単位、3教科の場合は98単位。
※2　詳細は70ページを参照。
※3　「教職に関する科目」は卒業要件に含まれません。
★「教科に関する科目」、「第66条の6に定める科目」、「教科又は教職に関する科目（うち教科に関する科目で修得した単位）」の合計が大学卒業要件単位に満たない場合、不足分を本学が開講している「教職に関する科目」以外の科目から修得する必要があります。

初めて中学校教諭１種免許状を取得するケース（旧免許法）

〈免許法第５条別表第１による場合〉
★中学校教諭１種免許状〈数学〉を取得

◆必要単位数

正科生Aの方

大学卒業要件単位※1のうち				左記に追加となる単位
教科に関する科目	第66条の６に定める科目	教科又は教職に関する科目※2		教職に関する科目※3
計20単位	計８単位	計２単位	＋	計37単位

※1　大学卒業要件は、2年次編入学が94単位、3年次編入学が62単位です。
※2　詳細は70ページを参照。
※3　「教職に関する科目」は卒業要件に含まれません。
★「教科に関する科目」、「第66条の6に定める科目」、「教科又は教職に関する科目（うち教科に関する科目で修得した単位）」の合計が大学卒業要件単位に満たない場合、不足分を本学が開講している「教職に関する科目」以外の科目から修得する必要があります。

初めて中学校・高等学校教諭1種免許状を取得するケース（旧免許法）

〈免許法第５条別表第１による場合〉
★中学校教諭１種免許状〈数学〉・高等学校教諭１種免許状〈数学〉の中・高両方の免許状を取得

◆必要単位数

正科生Aの方

大学卒業要件単位※1のうち				左記に追加となる単位
教科に関する科目	第66条の６に定める科目	教科又は教職に関する科目※2	＋	教職に関する科目※3
計20単位	計８単位	計８単位		計39単位

※1　大学卒業要件は、2年次編入学が94単位、3年次編入学が62単位ですが、複数の免許状を取得する場合、2年次編入学と3年次編入学は、卒業要件単位数を超えた単位を修得する必要があります。
※2　詳細は70ページを参照。
※3　「教職に関する科目」は卒業要件に含まれません。
★「教科に関する科目」、「第66条の6に定める科目」、「教科又は教職に関する科目（うち教科に関する科目で修得した単位）」の合計が大学卒業要件単位に満たない場合、不足分を本学が開講している「教職に関する科目」以外の科目から修得する必要があります。

高等学校教諭１種免許状

教科（情報）に関する科目　科目名一覧

（●印は必修科目です）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する授業科目			本学での必要単位数
科目名	法定必要単位数	科目名	単位数	備考	
情報社会及び情報倫理	1以上	●情報社会論	2		4
		●知的所有権論	2		
コンピュータ及び情報処理（実習を含む。）	1以上	●コンピュータサイエンス入門	2		6
		コンピュータアーキテクチャ	2		
		プログラムの仕組み	2		
		アルゴリズム	2		
		情報システム学概論Ⅰ	2		
		●プログラミング基礎	4	実習を含む※1	
情報システム（実習を含む。）	1以上	●データベースシステム	2	実習を含む※2	4
		データベース技術	2		
		●システム設計演習	2	実習を含む※1	
情報通信ネットワーク（実習を含む。）	1以上	●コンピュータネットワーク	2	実習を含む※2	2
		コミュニケーション概論	2		
		ネットワークセキュリティ	2		
マルチメディア表現及び技術（実習を含む。）	1以上	●ディジタル画像概論	2	実習を含む※2	2
		音声情報処理	2		
情報と職業	1以上	●情報職業論	2		2
法定必要単位数合計	20	本学での必要（必修）単位数合計			20

※1　スクーリングまたはインターネットメディア授業必修科目。
プログラミング基礎およびシステム設計演習は、前期８月にスクーリングを実施。
また、前期・後期ともにインターネットメディア授業を実施します（いずれも2019年度予定）。

※2　実習の方法は授業形態や科目により異なります（印刷授業はレポート課題に含む）。

高等学校教諭１種免許状

教科（商業）に関する科目　科目名一覧

（●印は必修科目です）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する授業科目			本学での必要単位数
科　目　名	法定必要単位数	科　目　名	単位数	備　考	
商業の関係科目	1以上	簿記原理応用編	2		18
		●管理会計論	2		
		財務会計学基礎編	2		
		経営戦略と組織	2		
		●ｅービジネス総論	2		
		●サプライチェーンマネジメント	2		
		●マーケティング論	2		
		●流通概論	2		
		●ベンチャービジネス論	2		
		ブランドマネジメント	2		
		アントレプレナーシップ論	2		
		●経営情報システム	2		
		経営科学	2		
		定量分析とその応用	2		
		●英語Ⅲ（中級英語読解）	2		
		法学	2		
		●商法	2		
職業指導	1以上	●職業指導	2		2
法定必要単位数合計	20	本学での必要（必修）単位数合計			20

中学校・高等学校教諭１種免許状共通

教科（数学）に関する科目　科目名一覧

（●印は必修科目です）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する授業科目			本学での必要単位数
科　目　名	法定必要単位数	科　目　名	単位数	備　考	
代数学	1以上	●行列と連立１次方程式	2		4
		基礎数学	2		
		●代数学	2		
幾何学	1以上	●ベクトル空間と線形写像	2		4
		●複素数	2		
解析学	1以上	●一変数の微分法	2		6
		●一変数の積分法	2		
		応用数学	2		
		●三角関数・指数関数・対数関数	2		
		多変数関数の解析	2		
「確率論・統計学」	1以上	●確率論	2		4
		●統計概論	2		
コンピュータ	1以上	●データ解析入門	2		2
		プログラム言語Ⅰ	2		
法定必要単位数合計	20	本学での必要（必修）単位数合計			20

高等学校教諭１種免許状取得用の「教職に関する科目」

（●印は必修科目です
▲印は選択必修科目です）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分			左記に対応する授業科目			本学での必要単位数
科　目　名	各科目に含める必要事項	法定必要単位数	科　目　名	単位数	備　考	
教職の意義等に関する科目	教職の意義および教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） 進路選択に資する各種機会の提供等	2	●教職概論	2		2
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	●教育原理	2		6
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		●教育心理学	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		▲教育制度論	2	２科目中1科目選択必修	
			▲教育社会学	2		
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	6	●教育課程論	2		10
	各教科の指導法		●情報科教育法Ⅰ（【情報】の方のみ）	2	免許状【情報】を取得する場合の必修科目	
			●情報科教育法Ⅱ（【情報】の方のみ）	2		
			●商業科教育法Ⅰ（【商業】の方のみ）	2	免許状【商業】を取得する場合の必修科目	
			●商業科教育法Ⅱ（【商業】の方のみ）	2		
			●数学科教育法Ⅰ（【数学】の方のみ）	2	免許状【数学】を取得する場合の必修科目	
			●数学科教育法Ⅱ（【数学】の方のみ）	2		
	特別活動の指導法		●特別活動論	2		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		●教育の方法と技術	2		
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	4	●生徒指導	2		6
	進路指導の理論及び方法		●進路指導	2		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識含む。）の理論及び方法		●学校教育相談	2		
教育実習		3	●教育実習Ⅰ	1	事前事後指導	3
			●教育実習Ⅱ	2		
教職実践演習		2	●教職実践演習（中・高）	2		2
法定必要単位数合計		23	本学での必要（必修）単位数合計			29

中学校教諭１種免許状取得用の「教職に関する科目」

（●印は必修科目です ▲印は選択必修科目です）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分			左記に対応する授業科目			本学での必要単位数
科　目　名	各科目に含める必要事項	法定必要単位数	科　目　名	単位数	備　考	
教職の意義等に関する科目	教職の意義および教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） 進路選択に資する各種機会の提供等	2	●教職概論	2		2
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	●教育原理	2		6
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		●教育心理学	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		▲教育制度論	2	２科目中1科目選択必修	
			▲教育社会学	2		
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	12	●教育課程論	2		16
	各教科の指導法		●数学科教育法Ⅰ	2		
			●数学科教育法Ⅲ	2		
			●数学科教育法Ⅳ	2		
			●数学科教育法Ⅴ	2		
	道徳の指導法		●道徳教育の理論と実践	2		
	特別活動の指導法		●特別活動論	2		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		●教育の方法と技術	2		
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	4	●生徒指導	2		6
	進路指導の理論及び方法		●進路指導	2		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識含む。）の理論及び方法		●学校教育相談	2		
教育実習		5	●教育実習Ⅰ	1	事前事後指導	5
			●教育実習Ⅱ	2		
			●教育実習Ⅲ	2		
教職実践演習		2	●教職実践演習（中・高）	2		2
法定必要単位数合計		31	本学での必要（必修）単位数合計			37

教職免許法施行規則 第66条の6に定める科目　科目名一覧

中学校・高等学校教諭１種免許状共通

教育職員免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する授業科目			本学での必要単位数
科目名	法定必要単位数	科目名	単位数	備考	
日本国憲法	2	憲法	2		2
体育	2	健康科学	1		2
		健康とスポーツ	1		
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅱ（初級英会話）	2	2科目中1科目選択必修	2
		英語Ⅳ（中級英会話）	2		
情報機器の操作	2	情報リテラシー	2		2
法定必要単位数合計	8	本学での必要（必修）単位数合計			8

教科又は教職に関する科目

中学校教諭１種免許状を取得する場合

	本学での必要単位数合計
「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の選択科目から修得	2

教科又は教職に関する科目の２単位は、「特別支援教育論」若しくは、67ページの必修科目以外（●のついていない科目）、又は69ページの▲（選択必修科目）で選択しなかった科目の中から任意で選択します。

教育職員免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する授業科目			本学での必要単位数
科目名	法定必要単位数	科目名	単位数	備考	
教科又は教職に関する科目	8	特別支援教育論	2	「教科又は教職に関する科目」の選択科目又は本学での必修単位数を超えて修得した「教科（数学）に関する科目」若しくは「教職に関する科目」について、併せて２単位以上修得	2
法定必要単位数合計	8	本学での必要単位数合計			2

高等学校教諭１種免許状を取得する場合

	本学での必要単位数合計
「教科に関する科目」及び 「教職に関する科目」の選択科目から修得	１教科あたり10

教科又は教職に関する科目の10単位は、「特別支援教育論」と「道徳教育の理論と実践」若しくは、65～67ページの免許申請教科ごとに必修科目以外（●のついていない科目）、68ページの▲（選択必修科目）で選択しなかった科目の中から任意で選択します。

教育職員免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する授業科目			本学での必要単位数
科　目　名	法定必要単位数	科　目　名	単位数	備　考	
教科又は教職に関する科目	16	特別支援教育論	2	「教科又は教職に関する科目」の選択科目、又は本学での必修単位数を超えて修得した「教科に関する科目」若しくは「教職に関する科目」について、併せて10単位以上修得	10
		道徳教育の理論と実践	2		
法定必要単位数合計	16	本学での必要（必修）単位数合計			10

《注》

「教科又は教職に関する科目」は、法定必要単位数を超えて修得した「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の単位が充当されます。「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の選択科目から**高等学校は１教科あたり10単位分、中学校は２単位分を修得する必要があります。**科目の選択は任意です。（**「教科又は教職に関する科目」に充当する単位を修得し忘れないようにしてください。**）

履修上の留意事項

①各自対象となるカリキュラムの履修科目一覧における本学必修科目を全て修得する必要があります（他大学等で修得した免許状の申請に有効な既修得単位を所持している場合を除く）。

②教育実習は、教育実習受講資格を得なければ受講できません。教育実習を受講する前年度末までに、教育実習受講資格における修学の要件として定められている科目・単位数を修得しておく必要があります。（72～75ページ参照）

③本学のカリキュラムにおいて「教科に関する科目」と「第66条の６に定める科目」は卒業要件に含まれますが、「教職に関する科目」は卒業要件に含まれませんので、卒業と同時に免許状の取得を目指す場合は、十分な履修計画を立て、学習を進めてください。

④「教職実践演習（中・高）」のみの履修はできません。本学において「教育実習Ⅰ」と「教育実習Ⅱ」「教育実習Ⅲ（中学のみ）」の単位を修得した方のみ履修することができます。

⑤中１種免数学と高１種免数学の同時取得を希望の場合、中１種免の必要単位の他に以下の単位を修得します。

・教職に関する科目：数学科教育法Ⅱ（2単位）

・教科又は教職に関する科目：6単位

教育実習

免許法第５条別表第１により免許状を取得する場合は、教育実習を受講する必要があります。教職に関する専門教育科目の必修科目で学んだ知識や技能を教育現場で実践するものです。本学では**「教育実習Ⅰ」（事前事後の指導１単位）と「教育実習Ⅱ」（現場における２週間の実習２単位）で構成されています。なお、中学数学での教育実習の場合は、「教育実習Ⅲ」（２単位）が追加となり、３週間の教育実習が必要となります。**

中学校又は高等学校での教育実習は、指導教官のもとで、各種の授業参観や指導案の立案など、実際の授業実践を通して、教師として必要な基本的な事項を体験する学問分野です。そのため、教育現場での生徒と教師との間で展開される指導内容や方法について理解し、それを自らの考えに基づいて工夫しながら研究しなければなりません。さらに、生徒との触れ合いを通して教育という仕事を実体験し、専門職としての教職についての認識を深め、教師になった場合において、実践的な教育活動が展開できるような力を培うことを目的としています。

＜教育実習受講資格＞

教育実習は、本学が定める「教育実習受講資格」を得て、本学の許可を受けた方でなければ受講することができません。「教育実習受講資格」を得るには、「修学に関する要件」で定められている科目・単位数を**教育実習を受講する前年度までに修得しておく必要があり、修得することができなかった場合は、実習校の内諾・承諾を得られている場合でも受講は許可されません。**教育実習受講にあたっては、入学年次から計画的に学習を進めてください。

編入学生・科目等履修生および秋期入学生の教育実習受講年度について

教育実習を受講する前年度末までに教育実習受講資格を得る必要があることから、編入学生、科目等履修生の教育実習の受講は、入学してから２年目以降となります。

秋期入学生については、入学した翌年度の10月以降でなければ教育実習の受講は許可されませんのでご注意ください。※本学を卒業した科目等履修生を除く

また、正科生卒業後、科目等履修生として教育実習を考えている方は、正科生から科目等履修生になるまでの学籍のない空白期間中は、本学の学生として教育実習のお願い・依頼はできませんので、ご注意ください。

１．心身に関する要件

(1) 教職を志し、教員採用選考検査を受けようとする者
(2) 伝染の恐れのある疾患がないこと
(3) 教育実習を遂行するうえで妨げとなる心的疾患や身体機能上の問題がないこと

２．修学に関する要件

(1) 本学が開講する「教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）」の必修科目20単位中12単位以上を修得していること（旧免許法は「教科に関する科目」６科目12単位です）。

正科生は個別認定単位を含む。科目等履修生は、他大学で修得済みであっても本学で修得することを要する。複数教科の免許状を取得する場合、教育実習を行う教科の「教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）」の単位で判定します（旧免許法は「教科に関する科目」の単位です）。

(2) 本学が開講する次の科目を単位修得していること。他大学で修得済みであっても本学で修得することを要する。

高校の免許状を取得する場合		
科目名	新法の場合	旧法の場合
教育原理	2単位	2単位
教職概論	2単位	2単位
教育心理学	2単位	2単位
特別支援教育論	2単位	—
教育方法論と総合的な学習の指導法	2単位	—
各教科教育法Ⅰ※	2単位	2単位
各教科教育法Ⅱ※	2単位	2単位
生徒指導	2単位	2単位
学校教育相談	2単位	2単位
合　計	18単位	14単位

中学校の免許状を取得する場合		
科目名	新法の場合	旧法の場合
教育原理	2単位	2単位
教職概論	2単位	2単位
教育心理学	2単位	2単位
特別支援教育論	2単位	—
教育方法論と総合的な学習の指導法	2単位	—
数学科教育法Ⅰ	2単位	2単位
数学科教育法Ⅲ	2単位	2単位
数学科教育法Ⅳ	2単位	2単位
数学科教育法Ⅴ	2単位	2単位
生徒指導	2単位	2単位
学校教育相談	2単位	2単位
道徳教育の理論と実践	2単位	2単位
合　計	24単位	20単位

※各教科の指導法は、教育実習する教科が情報の場合は、「情報科教育法Ⅰ」「情報科教育法Ⅱ」、商業の場合は、「商業科教育法Ⅰ」「商業科教育法Ⅱ」、数学の場合は「数学科教育法Ⅰ」「数学科教育法Ⅱ」になります。

(3) 教育実習事前指導のレポートを提出し、合格していること。

(4) 正科生の場合、卒業要件の科目を94単位以上（一括認定単位、個別認定単位を含む）修得済みであること。

3．その他の要件

本学の学費を完納している者

中学校の免許状を取得する場合、介護等体験の事前指導を受講済みであること。

※75ページ〈介護等体験について〉参照

4．教育実習受講にあたっての注意事項

(1) 教育実習で知り得たことを他に利用したり、活用しないでください。

(2) 指導する教員の許可を得ず、生徒との私的なやりとりをしないでください。

・修学に関する要件で、教育実習の事前指導となるレポートが未提出の場合や、各教科の指導法を修得していない場合は、他の教職関連科目の修得状況にかかわらず受講を許可しません。
・複数科目同時に免許取得を希望している場合は、教育実習希望調査書の実習教科で受講資格判定を行います。（中学数学取得の場合は、中学数学で判定します）

※教育実習事前指導の学習方法について

本学が指定するメディア教材を見て学習後にレポートを提出します。このレポートは、受講資格判定のひとつとして評価します。評価が不可の場合（事前指導の理解が不足していると判断された場合）は、他の条件を満たしていても教育実習の受講資格は得られません。

＜教育実習校の確保＞

教育実習校は、実習の前年度に出身校や最寄りの学校等に交渉し、各自で確保しなければなりません。本学からの紹介・斡旋等はありません（事前に内々諾を得ておくことをお勧めします）。

科目「情報」の場合は「情報」による教育実習が原則ですが、「数学」「理科」「家庭」「工業」「商業」等の教科による実習を認めることがあります。中学「数学」の場合（高等学校「数学」と同時取得する場合も含む）、中学校・高等学校のどちらで実習を行っても構いませんが、実習期間は３週間となるよう調整してください。高等学校教諭１種免許状だけの場合、実習期間は原則、高等学校で２週間となるよう調整してください。

なお、次の学校での教育実習は認められません。

・勤務先の学校（講師、実習助手、事務職員等含む）
・通信制の学校・高等専門学校・海外の学校

＜教育実習受講の流れ＞

① 教育実習希望登録（実習前年度の履修登録時）

教育実習希望登録された方に「内諾書」と「教育実習生身上書」等の書類を本学より送付します。

② 実習校開拓活動（中学校教諭１種免許の取得を目指す方は、以降の「高等学校」を「高等学校又は中学校」と読み替えてください。）

・最寄りの高等学校へ交渉を開始します。教育実習生の受入れには、各高等学校において定員がありますので、早めに（高等学校の夏休み前までを目途に）内諾が得られるように活動をすることをお勧めします（受入れ可能かを電話で確認すること。4月で締め切られる実習校もあるので要注意）。
・内諾を得る際に本学からの依頼文書を高等学校が必要とする場合は、本学まで連絡してください。
・内諾が得られたら「内諾書」の作成（記入）を高等学校に依頼します。「内諾書」を受け取ったら速やかに本学へ提出してください。

③ 教育実習受講資格の判定

教育実習実施年度の前年度末に、本学において教育実習受講資格の判定を行います。

④ 本学から高等学校へ実習生受入れの正式依頼（受講資格者のみ）

「内諾書」が提出された方について、本学から高等学校に対し正式に教育実習生の受入れを依頼します。

⑤ 高等学校から本学に実習生受入れについて承諾の連絡

⑥ 教育実習費の納入

⑦ 教育実習実施

⑧ 教育実習日誌及び教育実習レポートの提出（原則実習期間終了後２週間以内）

「教職実践演習（中･高）」については、履修条件が教育実習を受講して単位修得することになりますので、基本的には教育実習を受講した次の期でなければ履修できません（前期で教育実習受講であれば、後期で教職実践演習（中･高）を履修）。

このため、教育実習の受講時期について前期の場合8・9月で実施、後期の場合1月～3月で実施することで打診された場合は、必ず本学通信教育部事務部まで内諾書をもらう前に連絡してください。

そのまま教育実習を受講すると、成績評価する時期が遅くなり、「教職実践演習（中・高）」を履修登録ができない場合があります。

ただし、実習校の指定で10月でなければ教育実習を受講できない場合で、10月中に教育実習を終了して、実習校からの評価（教育実習日誌、教育実習評価表、出勤簿）と教育実習レポートを10月末までに提出することが確約できる場合に限り、後期での「教職実践演習（中･高）」の履修登録を許可します（秋期入学の正科生A、科目等履修生も含む）。

本来であれば、教育実習の単位修得をしていないと「教職実践演習（中・高）」の履修登録はできないため、必ず本学通信教育部事務部まで内諾書をもらう前に連絡して履修登録可能であるかを確認してください。

なお、実習校からの評価と教育実習レポートの提出が11月になる場合と、教育実習の成績が不可となり単位修得できなかった場合は、後期での「教職実践演習（中･高）」の受講はできませんので、ご注意ください。

＜教育実習費＞

教育実習校が教育実習費を必要とする場合のみ実費が必要となります（支払方法および金額は、教育実習校により異なりますので、必要に応じてお知らせします）。

＜教育実習の実務振替＞

中学校及び高等学校において教員として実務経験がある方は、教職経験１年につき１単位の割合で他の「教職に関する科目」の単位を修得することにより、教育実習の単位に振り替えることが可能です。実務振替が可能かどうかについては、免許状の申請をする都道府県教育委員会で事前にご確認ください。

＜保険加入について＞

教育実習受講者は、実習中に不慮の事故等により損害賠償責任を負うことになった場合に備え、「インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険（略称「インターン賠」）に単年度加入します。保険料は大学負担です。

＜介護等体験について＞

中学校教諭１種免許状を取得する場合、免許申請時に介護等体験証明書が必要になります。

介護等体験は介護施設で５日間、特別支援学校で２日間の実習を行いますが、いずれも**北海道での実習が可能な方のみ受け付けとなります。**実習期間や場所の指定はできません。なお、介護等体験を受講しない場合は、中学校「数学」の教育実習は許可しません（他大学等で介護等体験を受講し、介護等体験証明書を所持している場合、介護等体験免除者を除く）。詳細については、入学後にお知らせいたします。

なお、正科生1年次入学と2年次編入学の方は2年次の10月に、3年次編入学と科目等履修生の方は入学年度の10月に、介護等体験事前指導の申込を行い、翌年2月（予定）に本学で実施する介護等体験事前指導の受講と介護等体験申込手続きが必要です。

手続きを行うと翌年度に介護等体験の実習を行うとともに、教育実習受講資格を満たせば、教育実習の実施となります。

初めて中学校・高等学校教諭1種免許状を取得するケース（新旧免許法共通）

複数教科の高等学校教諭１種免許状を取得する場合には、すべての高等学校教諭１種免許状を５条別表第１を基に取得する場合の他に、基となる高等学校教諭１種免許状を５条別表第１で取得後、２教科目以降の高等学校教諭１種免許状を６条別表第４で取得するという方法もあります。

【５条別表第１を基に複数の免許状を取得する場合の必要単位（すべて５条第１で修得）】

新法の場合

2教科の教員免許状を同時に取得する場合に必要な単位：99単位

3教科の教員免許状を同時に取得する場合に必要な単位：131単位

旧法の場合

2教科の教員免許状を同時に取得する場合に必要な単位：101単位

3教科の教員免許状を同時に取得する場合に必要な単位：135単位

【５条別表第１で基になる免許状を取得後、６条別表第４で他の免許状を取得する場合】

２教科の教員免許状を取得する場合に必要な単位：91単位（67単位＋24単位）

３教科の教員免許状を取得するのに必要な単位：115単位（67単位＋24単位×２）

※２教科目以降の免許状を６条別表第４で取得する場合、必ず基になる教員免許状の交付を受けていることが条件となります。また、すべてを５条別表第１で取得する場合と比べ、必要単位数が少なくて済むというメリットがありますが、複数の免許状を同時に取得できない、人物に関する証明書等などの証明書がその都度必要になるというデメリットもあります。

※中学校教諭１種免許状（数学）は学校種が違うため、５条別表第１でしか取得できません。

すでに高等学校教諭１種免許状又は高等学校教諭専修免許状を所持しており、それを基に高等学校教諭「情報」「商業」「数学」の１種免許状を取得するケース（科目等履修生のみ）

〈免許法第６条別表第４による場合〉

高等学校教諭１種免許状「情報」「商業」「数学」のいずれか１つを取得

教科及び教科の指導法に関する科目
24単位

高等学校教諭１種免許状「情報」「商業」「数学」のいずれか２つを取得

教科及び教科の指導法に関する科目
48単位

高等学校教諭１種免許状「情報」「商業」「数学」の３つとも取得

教科及び教科の指導法に関する科目
72単位

すでに中学校教諭１種免許状又は中学校教諭専修免許状を所持しており、それを基に中学校教諭「数学」の１種免許状を取得するケース（科目等履修生のみ）

〈免許法第６条別表第４による場合〉

中学校教諭１種免許状「数学」を取得

教科及び教科の指導法に関する科目
28単位

※すでに中学校教諭２種免許状を所持しており、それを基に中学校教諭２種免許状「数学」の免許状を取得することも可能です。この場合、希望する都道府県の教育委員会で、本学カリキュラム上のどの科目（単位）を修得すればよいか指導を受けてください。

※科目一覧の内容は、次ページ以降をご覧ください。

高等学校教諭１種免許状

教科及び教科の指導法に関する科目（情報）　科目名一覧

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する授業科目			
科目区分		各科目に含めることが必要な事項	科目名	単位数	備考	本学での必要単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	情報社会・情報倫理	情報社会論	2		4
			知的所有権論	2		
		コンピュータ・情報処理（実習を含む。）	コンピュータサイエンス入門	2		6
			プログラミング基礎	4	実習を含む	
		情報システム（実習を含む。）	データベースシステム	2	実習を含む	4
			システム設計演習	2	実習を含む	
		情報通信ネットワーク（実習を含む。）	コンピュータネットワーク	2	実習を含む	2
		マルチメディア表現・マルチメディア技術(実習を含む。)	ディジタル画像概論	2	実習を含む	2
		情報と職業	情報職業論	2		2
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		情報科教育法Ⅰ	2		4
			情報科教育法Ⅱ	2		
			本学での必要(必修)単位数合計			24

※科目等履修生として情報免許を取得する場合にかかる費用は、81ページをご覧ください。

高等学校教諭１種免許状

教科及び教科の指導法に関する科目（商業）　科目名一覧

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する授業科目		
科目区分		各科目に含めることが必要な事項	科　目　名	単位数	本学での必要単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	商業の関係科目	管理会計論	2	18
			eービジネス総論	2	
			サプライチェーンマネジメント	2	
			マーケティング論	2	
			流通概論	2	
			ベンチャービジネス論	2	
			経営情報システム	2	
			英語Ⅲ（中級英語読解）	2	
			商法	2	
		職業指導	職業指導	2	2
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		商業科教育法Ⅰ	2	4
			商業科教育法Ⅱ	2	
			本学での必要(必修)単位数合計		24

※科目等履修生として商業免許を取得する場合にかかる費用は、81ページをご覧ください。

中学校・高等学校教諭１種免許状共通

教科及び教科の指導法に関する科目（数学）　科目名一覧

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する授業科目				
科目区分		各科目に含めることが必要な事項	科目名	単位数	本学での必要単位数		
					高校必要単位数	中学必要単位数	★中高両方必要単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	代数学	行列と連立１次方程式	2	4	4	4
			代数学	2			
		幾何学	ベクトル空間と線形写像	2	4	4	4
			複素数	2			
		解析学	一変数の微分法	2	6	6	6
			一変数の積分法	2			
			三角関数・指数関数・対数関数	2			
		「確率論、統計学」	確率論	2	4	4	4
			統計概論	2			
		コンピュータ	データ解析入門	2	2	2	2
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		数学科教育法Ⅰ	2	2	2	2
			数学科教育法Ⅱ	2	2		2
			数学科教育法Ⅲ	2		2	2
			数学科教育法Ⅳ	2		2	2
			数学科教育法Ⅴ	2		2	2
			本学での必要(必修)単位数合計		24	28	30

★すでに高等学校教諭1種免許状及び中学校教諭1種免許状をお持ちで、中学校・高校の数学免許両方取得を希望する場合

※科目等履修生として数学免許を取得する場合にかかる費用は、81ページをご覧ください。

情報・商業・数学免許状取得のための費用内訳（科目等履修生として半年、もしくは1年で取得する場合）

◆情報免許：２科目★をインターネットメディア授業もしくはスクーリングで履修し、それ以外の科目を印刷授業で履修する場合
◆商業免許：すべての科目を印刷授業で履修する場合
◆数学免許：すべての科目を印刷授業で履修する場合

		入学選考料	授業料		インターネットメディア授業もしくはスクーリング受講料（★プログラミング基礎 ★システム設計演習）	教科書代	合計
			科目等履修生入学料	科目等履修生履修料			
情報		10,000円	25,000円	144,000円（1単位6,000円×24単位）	40,000円（1科目20,000円×2科目）	約30,000円	約250,000円
商業		10,000円	25,000円	144,000円（1単位6,000円×24単位）	ー	約30,000円	約210,000円
数学	高等学校免許のみ	10,000円	25,000円	144,000円（1単位6,000円×24単位）	ー	約25,000円	約210,000円
数学	中学校免許のみ	10,000円	25,000円	168,000円（1単位6,000円×28単位）	ー	約25,000円	約230,000円
数学	中学校・高等学校両免許	10,000円	25,000円	180,000円（1単位6,000円×30単位）	ー	約28,000円	約250,000円

（一度お払いいただいた科目の科目履修料は、再履修時に再度支払いする必要はありません。）

※在籍期間が２年以上になる場合は、継続料として年間15,000円が別途かかります。
※インターネットメディア授業を履修する場合は、講義科目（１科目）15,000円、実習演習科目（１科目）20,000円の受講料が必要となります。
※スクーリングを履修する場合は、3日間科目（１科目）10,000円、6日間科目（１科目）20,000円の受講料が必要となります。

中学校教諭１種免許状を基に高校教諭１種免許状を取得するケース（科目等履修生のみ）

（免許法第６条別表第８による場合）

＜免許法第６条別表第８により「情報」の免許状を取得する場合＞

隣接校種の免許状を取得する方法です。教科「情報」の高校教諭１種免許状取得にあたっては、教科「技術」の中学校教諭１種免許状または中学校教諭専修免許状をすでに所持し、中学校における教員としての実務経験が３年以上ある方が対象となります。実務経験年数が満たされているかも含め、勤務する学校の所在地の教育委員会で必要単位の指導を受けてください。

＜免許法第６条別表第８により「数学」の免許状を取得する場合＞

隣接校種の免許状を取得する方法です。教科「数学」の高校教諭１種免許状取得にあたっては、教科「数学」の中学校教諭１種免許状または中学校教諭専修免許状をすでに所持し、中学校における教員としての実務経験が３年以上ある方が対象となります。実務経験年数が満たされているかも含め、勤務する学校の所在地の教育委員会で必要単位の指導を受けてください。

高等学校教諭１種免許状を基に中学校教諭２種免許状を取得するケース（科目等履修生のみ）

（免許法第６条別表第８による場合）

＜免許法第６条別表第８により「数学」の免許状を取得する場合＞

隣接校種の免許状を取得する方法です。教科「数学」の中学校教諭２種免許状取得にあたっては、教科「数学」の高等学校教諭１種免許状または高等学校教諭専修免許状をすでに所有し、高等学校における教員としての実務経験が３年以上ある方が対象となります。

実務経験年数が満たされているかも含め、勤務する学校の所在地の教育委員会で必要単位の指導を受けてください。

4 免許状の申請

＜一括申請＞

本学がとりまとめて北海道教育委員会に申請手続を行います。一括申請の対象となるのは、免許法第５条別表第１により免許状を取得する正科生Ａの方で、免許状所要資格を満たして３月に卒業する方のみです。科目等履修生は本学卒業生を除き、対象外となります。

・北海道以外の教育委員会に申請する方は、個人申請してください（居住地の都道府県の教育委員会に申請するのが一般的です）。
・現職教員の方は一括申請をすることができません。免許状申請手続きについては、勤務校又は勤務校のある都道府県の教育委員会にご確認ください。
・教育実習を実務振替とする場合は、個人申請になります。

＜個人申請＞

各自で必要書類を準備して申請する方法です。本学では必要に応じて各種証明書を発行します。手続方法については、免許状を申請する教育委員会に各自お問い合わせください。なお、教育委員会によっては、個人申請の手続きを受付しない期間がある場合がありますので、注意が必要です。

◆個人申請をする場合の留意事項

個人申請の場合、免許状の取得方法（免許法第５条別表第１・免許法第６条別表第４など）にかかわらず、本学が発行する学力に関する証明書が必要となります。教育委員会では、一括申請業務が集中する２月～３月にかけて、個人申請を受付しない期間がありますが（期間は都道府県により異なる）、本学において後期に履修した科目の成績が確定し、すべての修得単位が学力に関する証明書に記載されて発行されるのは、２月下旬以降となります。

免許状の取得を条件に、翌年度４月からの採用が内定している場合等、年度内の免許状取得を希望する方においては、本学修得単位の証明書記載時期と個人申請の受付期間に留意する必要があります。

なお、本学修得単位の証明書記載時期については、上述の時期より早めることはできませんので、あらかじめご了承ください。

5 単位認定について（正科生Ａのみ）

他の大学、短期大学、高等専門学校で修得した科目・単位について、本学が開講する教職課程科目に相当すると本学が認めるものについては、免許状の申請に有効な単位として認定します。詳細は別途本学 通信教育部にお問い合わせください。

6 免許申請に必要な単位の一部を他大学で修得済みの方

取得を希望する免許（教科）について、すでに他大学で必要な単位の一部を修得済みの場合、その単位と本学で修得した単位を併せて申請することができる場合があります。複数の大学の単位を併せて申請できるか否かについては、教育委員会の判断となりますので、**必ず免許を申請する都道府県の教育委員会で**履修科目・単位の指導を受けてください。

CAMPUS ACCESS

自然に恵まれた
学園都市に位置する
最先端キャンパス

北海道情報大学
〒069-8585
北海道江別市西野幌59番2
TEL:011-385-4004（通信教育部）

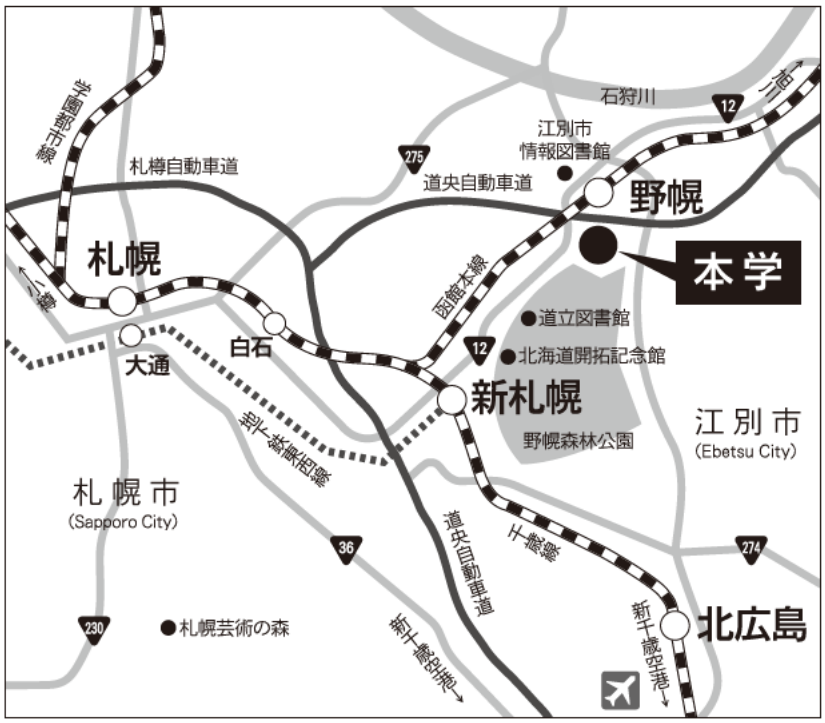

本学への交通手段

＜札幌から＞

●JR利用

JR札幌駅 → JR函館本線（岩見沢方面）約15分 → JR野幌駅 → JRバス 約5分（情報大学前、野幌運動公園行）タクシー 約5分 徒歩 約25分 → 情報大学前

●中央バス都市間高速バス利用

バスターミナルJR札幌駅 → ターミナル中央バス → 高速バス（岩見沢・滝川・富良野方面）約25分 → 高速野幌 → 徒歩5分（高速くぐりすぐ）→ 情報大学

＜新千歳空港から＞

●JRバス利用（スクール便あり）

新千歳空港 → （新札幌バスターミナル）新札幌駅 → JRバス（情報大学前、野幌運動公園行）約25分 → JR野幌駅 → 情報大学前

＜新札幌から＞

●JRバス利用（スクール便あり）

地下鉄東西線 / JR → （新札幌バスターミナル）新札幌駅 → JRバス（情報大学前、野幌運動公園行）約25分 → JR野幌駅 → 情報大学前

北海道情報大学　東京事務所

〒164-0001
東京都中野区中野5-62-1 eDCビル
TEL:03-3319-4003

●東京事務所への交通手段

中野駅 → 徒歩1分（北口より）→ 東京事務所（eDCビル）

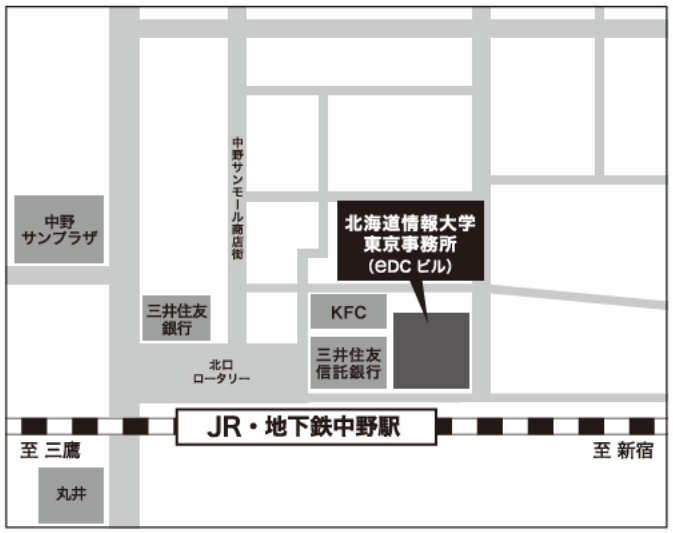

http://tsushin.do-johodai.ac.jp/

通信教育部
〒069-8585 北海道江別市西野幌59番2
TEL 011-385-4004　FAX 011-385-1074
e-mail t_koho@do-johodai.ac.jp
受付時間 平日9:00～17:45(土日祝日を除く)

東京事務所
〒164-0001 東京都中野区中野5-62-1 eDCビル
TEL 03-3319-4003
e-mail hiu-tokyo@edc.ac.jp
受付時間 平日9:00～17:45(土日祝日を除く)